

1. 行政評価局の機能

● 政策評価の推進

評価におけるデータの活用状況等について、各省全体の状況を把握・チェックし、合理的分析を通じ、制度見直しや個別評価の改善を促す

● 各府省の行政運営の改善

各府省の業務の実施状況に関し、実地に調査等を行い、収集したデータを分析し、改善事項の勧告等を行う

EBPMの推進に当たり、上記の機能を活用して、行政運営（データを活用した政策の企画立案・実施）の改善を図ることとしたい。

2. 具体的な取組

① 政策評価の仕組みを活用し、各省のEBPM推進状況をチェック・改善

- 目標管理型評価：各省の主要施策（約500）を対象に、目標設定・達成状況を評価
- 規制・租特の評価：規制・租特（事務・事業レベル）の新設等に当たり、目的・効果の妥当性等を評価

29年度早期から実施

- データ活用の推進、データ・所在情報の評価書等への明記を、政策評価各府省連絡会議等を通じて改めて徹底
- データの活用状況、分析の妥当性等について、各府省が総務省に提出した評価書をチェックするとともに、必要に応じ、具体的改善策を提示

② 政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究

行政評価局、関係府省及び学識経験者により、モデルとなる実証的な共同研究を実施し、リーディングケースを提示

- 具体的テーマを素材とする（例えば、伝統的な政策パッケージ（経済的インセンティブ、規制、広報等）を幅広く行っている施策）
- ロジックモデルの作成。必要に応じ、データ収集・調査を実施
- 統計的手法により政策効果を分析
 - ※学識経験者（経済学、行政学、個別分野等）を活用（研究への参画、第三者の観点からの検証等）
 - ※関係府省の政策担当者の参画により、行政機関においてEBPMを担う人材の育成にも寄与

順次対象事業を拡大しつつ事例を積み重ね、横展開・標準的な手法等の開発を目指す

EBPM推進体制の構築に係る提案

- 1 社会経済情勢が大きく変化し、また、人々の価値観も多様化が進んでいる今日、客観的な根拠に基づく適切な政策を実施していくことは重要な課題であり、EBPMの推進は時代の要請に合致するもの。EBPMを推進するためには、公的統計の体系的整備を一層推進することが重要。その際、統計等データの二次的利用を促進する観点から、統計調査の調査票情報はもとより、業務統計作成の基となる行政記録情報も併せて電子化することが鍵となると考える。しかしながら、これらの電子化を、統計調査を担当する原課に任せていては、政府全体で様式の統一性が担保されず、また、担当者の負担も大きいため、これを政府全体で統一かつ集約的に進めることが重要と考える。併せて、電子化された統計等データの所在について、一覧的なディレクトリを整備することも重要。
- 2 統計等データに含まれる個人情報の保護や法人の正当な権利利益の保護への配慮も重要な課題。このため、統計等データについて、個人情報や法人の正当な権利利益の保護を確保しつつ、同時に利活用を進めるための安全な施設や仕組みを整備することが必要と考える。
- 3 また、EBPMを推進するためには、政策立案の効果の最大化を図るため、政策効果を測定する指標をデザインし、それに基づきデータ収集を行うことが重要であることを政策立案者が十分に理解すること、また、その理解の上で、政策立案者が政策立案の際に統計等データを利活用するインセンティブ又は義務を設けるなどの仕組みを作ることが重要であり、このことにより、EBPMが中央省庁において実現されるものと考えられる。
- 4 なお、これらの提案に関連して、これまで統計調査については、
 - ・ 個票データのレイアウト構造を示す記法等の標準化（平成 19 年度～。27 年度実施分 82%が準拠）、政府統計の総合窓口（e-Stat）による統計情報のワンストップ・サービス化（平成 20 年度～。29 年 2 月 1 日現在 666 統計）
 - ・ 調査票情報を安全に利用できるオンサイト施設の試行運用開始（平成 29 年 1 月から 2 大学施設。今夏までに 4 施設に拡大見込み。今後更に拡大）等を行うとともに、統計研修として、
 - ・ 「初めて学ぶ統計-公務員のためのオンライン講座」（平成 28 年度～。平成 28 年 12 月末日現在 480 人が修了）、特別講座「政策と統計」（平成 24 年度～。4 日間。平成 28 年度現在 173 人が修了）等を実施してきており、その経験やこれまでに対応してきた諸課題等の共有も含め、EBPM推進体制の構築に関する今後の検討に貢献してまいりたい。